

令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

利用者に求めることのできる金銭について

大仙市健康福祉部社会福祉課

事業者が受け取る金銭

1. 指定サービスの提供に要する費用

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

3. 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用

1. 指定サービスの提供に要する費用

| | |
|-----------|--|
| どのような費目か | 給付費 |
| 誰から受け取るか | <ul style="list-style-type: none">・市町村（法定代理受領）・<u>利用者（自己負担がある場合）</u> |
| 受け取る条件 | <ul style="list-style-type: none">・指定基準に従い、適切に運営する・報酬告示に従い、算定要件を満たしたうえで請求する |
| 受け取った後の対応 | <ul style="list-style-type: none">・給付費の額を利用者に通知する（法定代理受領通知）・利用者に領収書を交付する（自己負担がある場合） |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

| | |
|-----------|---|
| どのような費目か | サービスごとに指定基準で明確に規定されている費目 |
| 誰から受け取るか | <ul style="list-style-type: none">・市町村（補足給付費 ※共同生活援助、施設入所支援）・利用者 |
| 受け取る条件 | <ul style="list-style-type: none">・便宜の内容及び費用について、<u>あらかじめ利用者に説明を行い、同意を得る</u> |
| 受け取った後の対応 | <ul style="list-style-type: none">・給付費の額を利用者に通知する（法定代理受領通知）・利用者に<u>領収書を交付</u>する |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援

| 費目 | 額 |
|---|----------|
| 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービス（支援）を提供する場合の交通費 | 移動に要する実費 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(2) 生活介護

| 費目 | 額 |
|-------------|--|
| 食事の提供に要する費用 | 食材料費 及び 調理等に係る費用 に相当する額 ※低所得者（=食事提供体制加算対象者）は「食材料費」のみ |
| 日用品費 | 実費 |
| 創作的活動に係る材料費 | 実費 |
| その他の日常生活費 | ※後のスライドを参照 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(3) 短期入所

| 費目 | 額 |
|-------------|---|
| 食事の提供に要する費用 | <u>食材料費</u> 及び <u>調理等に係る費用</u> に相当する額 ※ <u>低所得者（＝食事提供体制加算対象者）は「食材料費」のみ</u> |
| 光熱水費 | 光熱水費に相当する額 |
| 日用品費 | 実費 |
| その他の日常生活費 | ※後のスライドを参照 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(4) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練 ※宿泊型を除く）、
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

| 費目 | 額 |
|-------------|---|
| 食事の提供に要する費用 | <u>食材料費</u> 及び <u>調理等に係る費用</u> に 相当する額 <u>※低所得者（=食事提供体制加算対象者）は</u> <u>「食材料費」のみ</u> |
| 日用品費 | 実費 |
| その他の日常生活費 | ※後のスライドを参照 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(5) 宿泊型自立訓練

| 費目 | 額 |
|-----------------------|--|
| 食事の提供に要する費用 | 食材料費 及び 調理等に係る費用 に相当する額 ※低所得者（=食事提供体制加算対象者）は「食材料費」のみ |
| 光熱水費 | 光熱水費に相当する額 |
| 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | 室料に相当する額 |
| 日用品費 | 実費 |
| その他の日常生活費 | ※後のスライドを参照 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(6) 共同生活援助

| 費目 | 額 |
|-------------|---|
| 食事の提供に要する費用 | 食材料費 に相当する額 <u>※共同生活援助の場合、調理等に係る費用（=人件費）は給付費に含まれている</u> |
| 家賃 | 利用者が使用する賃料 |
| 光熱水費 | 光熱水費に相当する額 |
| 日用品費 | 実費 |
| その他の日常生活費 | ※後のスライドを参照 |

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(6) 共同生活援助

注意点

■食材料費（食材や調味料等の購入代金を根拠として支払を受ける費用）

食材料費として徴収した額については、適切に管理するとともに、あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、食材料費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還する、又は当該事業所の今後の食材料費として適切に支出する等、適切に取り扱うこと。

■家賃（利用者が使用する居宅等に関する資料）

事業者が建物等を賃借している場合、利用者の負担する家賃の合計額（補足給付費を含む）が、事業者と建物所有者間の賃貸借契約金額を超えてはならない。

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

(6) 共同生活援助

注意点

■光熱水費（各供給会社からの請求額を根拠として支払を受ける費用）

事業者への請求額を按分する等、実費相当額の支払を求めること。あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、光熱水費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。

■日用品費（共同生活において必要となる共用の日用品（トイレトーパー、洗剤、シャンプー等）の購入代金を根拠として支払を受ける費用）

あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、日用品費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。

※その他、更新料や管理協力費等、曖昧な名目による費用の受領は認められないため、費用の内訳を明示すること。

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

◇その他の日常生活費

- ・・・日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの。

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(例) 歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品

② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(例) 行事における材料費、入場料等

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

◇その他の日常生活費

- ※ 利用者の希望によって提供する場合に係る費用であるため、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。
- ※ 日用品を提供するための費用を利用者から徴収する場合は、必ず利用者一人一人の希望を確認し、本人が希望した物品を購入すること。

2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

◇「預り金」の出納管理に係る費用

・・・「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用。

【利用者から徴収する場合に必要な要件】

- ① 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- ② 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- ③ 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

[平成18年12月16日 障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」より]

3. 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用

| | |
|-----------|---|
| どのような費目か | 直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるもの 日常生活において通常必要となるものではない贅沢品や嗜好品に係る費用 |
| 誰から受け取るか | ・ 利用者 |
| 受け取る条件 | ・ <u>用途、額、支払いを求める理由を書面で明らかにする</u> ・ <u>あらかじめ利用者に説明を行い、同意を得る</u> |
| 受け取った後の対応 | ・ 利用者に <u>領収書を交付</u> する |

まとめ

■共通事項

- 利用者から支払いを受けた場合は、領収書を交付しなければならない。
- あらかじめ、利用者に対し、
 - ①サービスの内容及び費用の説明をしなければならない。
 - ②利用者の同意を得なければならない。

まとめ

■ 「その他の日常生活費」の支払いを求める場合

- 費用の内訳を明らかにしなければならない。
- 実費相当額の範囲で行わなければならない。
- 対象となる便宜と額を
 - ① 運営規程に定めなければならない。
 - ② 事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

費用の額がその都度変動するようなものである場合は、「実費」という定め方でも可。

■ 「指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用」の支払いを求める場合

- 費用の用途、額、支払いを求める理由を書面で明らかにしなければならない。